

ものづくり中小企業が活用できる支援策について

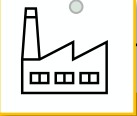
2025年10月

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課

✓ 会社を急成長させたい

✓ 上場を目指したい

様々な課題に対応した投資支援メニュー

売上規模 イメージ	投資規模 イメージ	売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化	新事業挑戦
100億円 以上	数十億	 中堅・中小 成長投資補助金			✓ 今の経営手法を活かし て異分野に進出したい
100億円 数十億	10億円 1億円	New 成長 加速化 補助金	事業承継 M&A 補助金 	✓ 新しい機械で新商品を作りたい ✓ 海外展開に取り組みたい	
10億円 数千万	1億円 5000万円	✓ 承継前に事業を磨きたい ✓ M&Aにより統合効果を出したい	 ものづくり 補助金	✓ 人手不足に対応したい ✓ 生産プロセスを改善したい	 New 新事業進出 補助金
数千万	5000万円 数百万	✓ 商品をPRしたい ✓ 販路を拡げたい	持続化補助金	省力化 投資 補助金  IT 補助金 	✓ 創業に挑戦したい 持続化補助金 (創業型)

中堅企業・中小企業向け主要施策

中小企業向け補助金・総合支援サイト

ミラサポplus



※令和7年9月29日時点の情報をもとに作成

生産性向上支援		
ものづくり補助金	新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援	第21次公募 ～10/24
IT導入補助金	IT導入・DXによる生産性向上を支援	【通常枠】【インボイス枠】 【セキュリティ対策推進枠】 【複数社連携IT導入枠】～10/31
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援	【一般型一般枠】【創業型】 ～11/28 【共同・協業型】第1回終了
事業承継・M & A 補助金	事業承継に際しての設備投資や、M & A 等専門家活用費用等を支援	第12次公募終了
新事業展開・構造転換支援		
中小企業新事業進出補助金	中小企業の既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援	第2回公募 ～12/19
成長投資支援		
中堅・中小企業の大規模成長投資補助金	地方における持続的な賃上げを目的に、地域の中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を支援	4次公募終了
中小企業成長加速化補助金	売上高100億円を目指す、成長志向型の中小企業の大胆な設備投資を支援	1次公募終了
省力化投資支援		
中小企業省力化投資補助金	人手不足に悩む中小企業の省力化投資を支援	【カタログ注文型】随時受付中 【一般型】4次公募 ～11月下旬
研究開発支援		
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援	【通常枠・出資獲得枠】 例年2月～4月に公募

①ものづくり補助金

②中小企業新事業進出補助金

③中小企業省力化投資補助金

④成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)

ものづくり補助金の目的

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、成長志向の中小企業者等が、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ等の事業環境変化に対応し、“稼ぐ力”を強化するために、**革新的な新製品・新サービス開発*や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等**に要する経費の一部を補助する事業を行うことで、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

*革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することをいいます。

会社全体の事業計画に沿い、補助事業を遂行の上、事業計画期間において付加価値額や従業員の賃金等を増加させる事業者を支援します。

基本要件

①付加価値額の増加



付加価値額※の
年平均成長率(CAGR)
を**3.0%**以上増加

※ものづくり補助金における付加価値額とは
「営業利益 + 人件費 + 減価償却費」を指します。

②賃金の増加



未達成の場合
返還義務あり

給与支給総額の
年平均成長率を**2.0%**以上増加

or

1人あたり給与支給総額の
年平均成長率を事業実施都道府県における
最低賃金の直近5年間の
年平均成長率以上増加

③事業所内最低賃金水準



未達成の場合
返還義務あり

事業所の最低賃金を
事業実施都道府県の最低賃金より
+30円以上アップすること

④従業員の仕事・子育て両立支援

※従業員が21名以上の場合



注意

④のみ応募時点で達成する
必要のある要件です

次世代育成支援対策推進法に規定する
「一般事業主行動計画」の
策定・公表を行うこと

補助上限額・補助率等

製品・サービス高付加価値化枠

革新的な新製品・新サービス開発とは
- 顧客等に新たな価値を提供することを目的に、<u>自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することです。</u> <u>単に機械装置等を導入するだけで新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象外です。</u> - また、同業の中小企業者等や同一地域における同業他社において相当程度普及しているものの開発は、新製品・新サービス開発には該当しません。

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円	中小企業1/2、 小規模企業・ 小規模事業者及び再生 事業者2/3
6～20人	1,000万円	
21～50人	1,500万円	
51人以上	2,500万円	
特例要件	大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助	
	最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには	
事業実施期間	交付決定日から10か月（ただし採択発表日から12か月後の日まで）	

補助対象経費
機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

グローバル枠

海外需要開拓を行う事業とは
国内の生産性を高めるための事業で、以下の4つを指します。 - 海外への直接投資に関する事業 - 海外市場開拓（輸出）に関する事業 - インバウンド対応に関する事業 - 海外企業との共同で行う事業 ※各事業ごとに要件がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。

従業員規模	補助上限額	補助率
従業員規模毎の 区切り無し	3,000万円	中小企業1/2、 小規模企業・ 小規模事業者2/3
特例要件	大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。	
	最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。	
事業実施期間	交付決定日から12か月（ただし採択発表日から14か月後の日まで）	

補助対象経費
機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費（以降グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ）海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

①ものづくり補助金

②中小企業新事業進出補助金

③中小企業省力化投資補助金

④成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)

中小企業新事業進出促進事業（事業再構築補助事業の後継）

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、
又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

補助上限、補助率等

補助上限

従業員数20人以下	2,500万円（3,000万円）
従業員数21～50人	4,000万円（5,000万円）
従業員数51～100人	5,500万円（7,000万円）
従業員数101人以上	7,000万円（9,000万円）

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（採択発表日から16か月以内）

対象経費

機械装置・システム構築費、建物費、構築物費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

事業スキーム



※これまで実施してきた中小企業省力化投資補助事業のスキーム

新事業進出要件の概要

- 新事業進出要件は、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「新事業売上高要件」の3つです
- 新事業進出要件を満たすためには、以下3要件全てを満たす事業計画を策定する必要があります

要件		要件の概要	ご説明いただく事項
新事業進出要件	製品等の新規性	製造する製品、提供する商品・サービス等が 新規性を有する*1	過去に製造等した実績がない製品等の製造等に取り組むこと
	市場の新規性	製造する製品、提供する製品・サービスの属する市場が 新たな市場*2である	既存事業と新規事業の顧客層が異なること
	新規事業売上高	新たな製品の売上高が 総売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上 または 直近の事業年度売上高が10億円以上かつ新規事業を行う部門の売上高が3億円以上の場合、新規事業の売上高が当該事業部門の 売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上	左記の要件を満たす収支計画とその算定根拠及び、それらを達成するための取組について

新事業進出要件については、公募要領・新事業進出指針等を必ずご参照ください。

*1 事業を行う中小企業等にとって、事業により製造等する製品等が、新規性を有するものであること

*2 事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性を持つ顧客層を対象とする市場

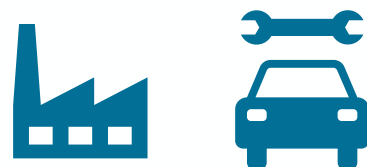
新事業進出指針を満たす例（1/2）

- 製造業における部品製造事業者が新事業進出指針を満たす事例をご紹介します

【新事業進出指針を満たす例①】 製造業

- ・ ガソリン車の部品を製造していた事業者が、車両部品の製造で培った技術を活かして、新たに半導体製造装置の部品の製造に着手する場合

【既存事業】



ガソリン車部品の製造

【新規事業】



半導体製造装置部品の製造

要件		要件を満たす考え方
①製品等の新規性要件	新たに製造等する製品等が新規性を有するものであること	新たに製造する半導体製造装置部品が、過去に製造した実績のない部品であれば要件を満たす。
②市場の新規性要件	新たに製造等する製品等の属する市場が新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること	半導体製造装置部品とガソリン車部品では、半導体業界と自動車業界で明確に顧客層が異なり、要件を満たす。
③新事業売上高要件	新たな製品等の売上高（又は付加価値額）が、応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること	事業計画期間最終年度において、半導体製造装置部品の売上高が応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となる計画を策定することで要件を満たす。

新事業進出指針を満たす例（2/2）

- 情報サービス業におけるアプリ開発事業者が新事業進出指針を満たす事例をご紹介します

【新事業進出指針を満たす例②】 情報サービス業

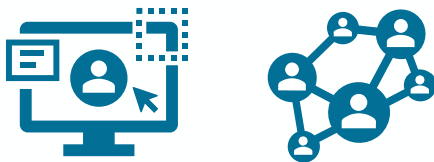
- ・ アプリやWEBサイトの開発を行っていた事業者が、既存事業でのノウハウを活かして、地域の特産物等を取り扱う地域商社型のECサイトの運営に取り組む場合

【既存事業】



アプリ・WEBサイトの開発

【新規事業】



商社型ECサイトの運営

要件		要件を満たす考え方
①製品等の新規性要件	新たに製造等する製品等が新規性を有するものであること	新たに提供する商社型ECサイトサービスが、過去に提供した実績のないサービスであれば要件を満たす。
②市場の新規性要件	新たに製造等する製品等の属する市場が新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること	商社型ECサイトとアプリ・WEBサイトでは、自社の商品をECサイトに掲載したい事業者とアプリ・WEBサイトの作成依頼者で明確に顧客層が異なり、要件を満たす。
③新事業売上高要件	新たな製品等の売上高（又は付加価値額）が、応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること	事業計画期間最終年度において、商社型ECサイトの運営による売上高が応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となる計画を策定することで要件を満たす。

①ものづくり補助金

②中小企業新事業進出補助金

③中小企業省力化投資補助金

④成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)

中小企業省力化投資補助事業

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。

これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

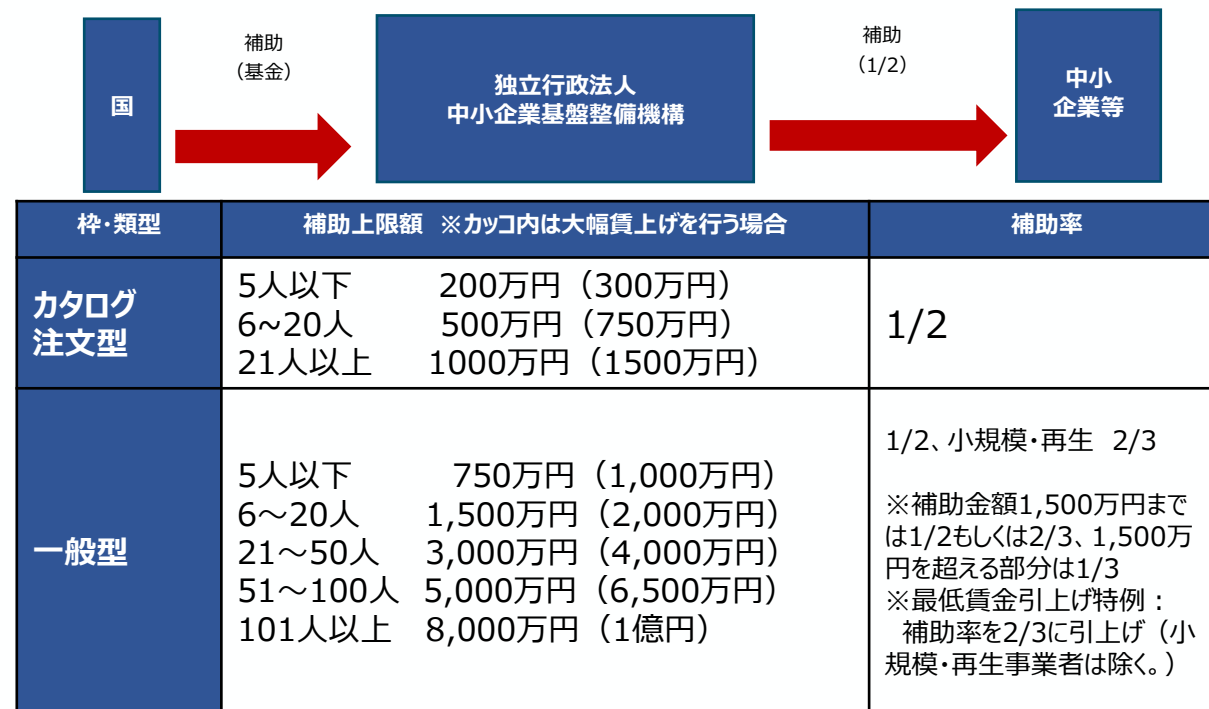
(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



導入支援イメージ



中小企業省力化投資補助金

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。

カタログ注文型

簡易で即効性のある省力化投資

カタログに掲載された
省力化効果のある汎用製品

最大**1500万円**

随時申請受付中

特徴

補助
対象

補助
上限

申請
機会

一般（オーダーメイド）型

オーダーメイド性のある
多様な省力化投資

個別現場の設備や事業内容に
合わせた設備導入・システム構築

最大 **1 億円**

公募回制（年 4 回程度）

省力化投資補助金（カタログ注文型）の概要

- 「製品カタログ」に事前に登録された製品から選ぶ形で、簡易で即効性のある省力化投資を支援。

補助率・補助上限額等

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

補助対象の例

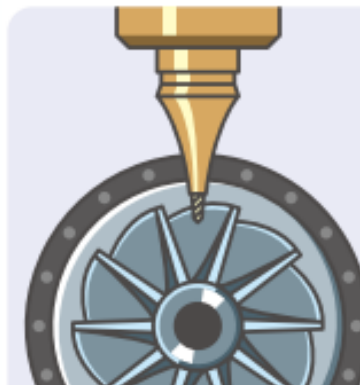
※100以上の製品カテゴリが存在（2025年9月現在）



清掃ロボット



無人搬送車 (AGV・AMR)

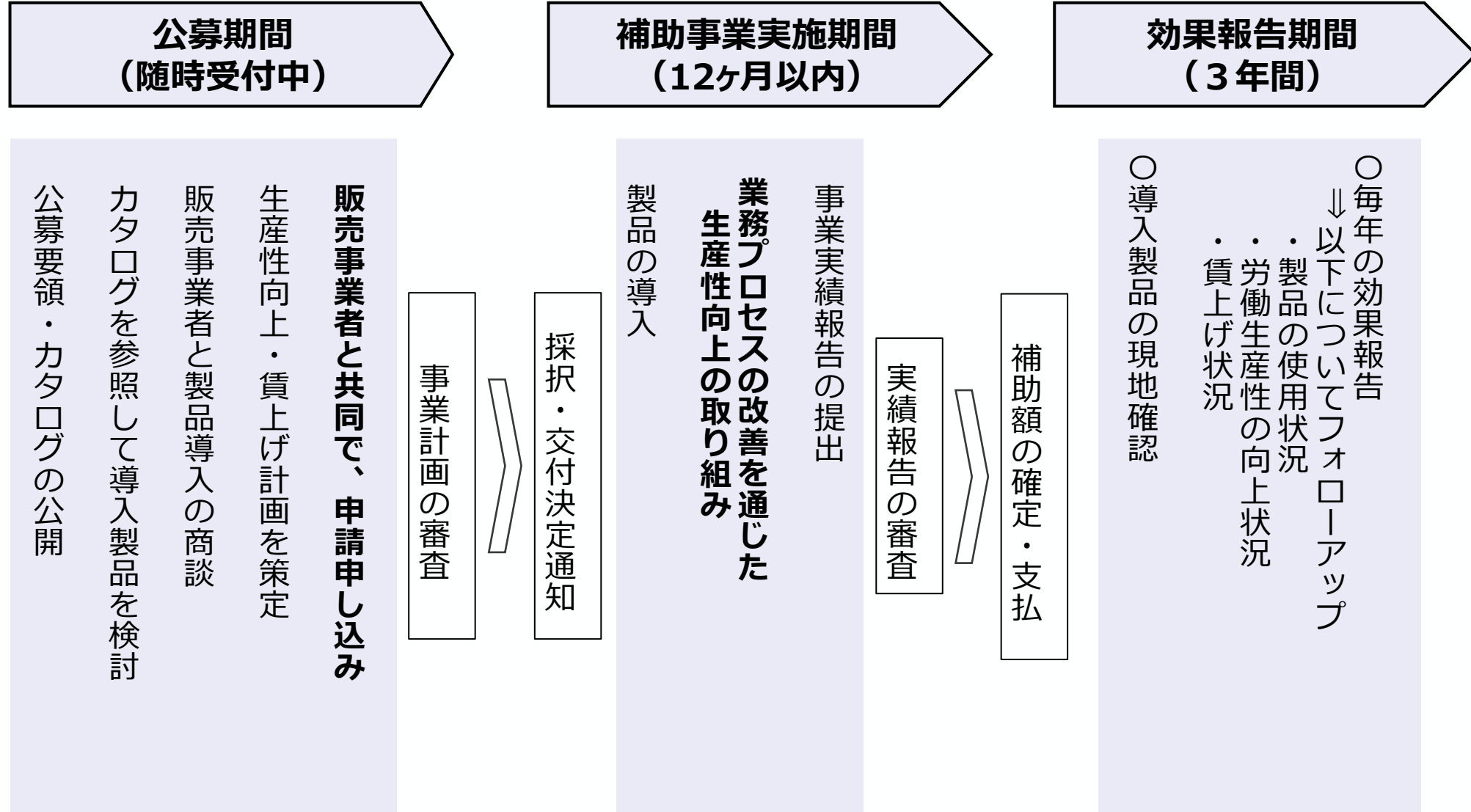


5軸制御マシニングセンタ



測量機

申請から事業終了までの流れ



省力化投資補助金（一般型）の概要

- 個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援。
- 年3～4回程度公募実施。

補助率・補助上限額等

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

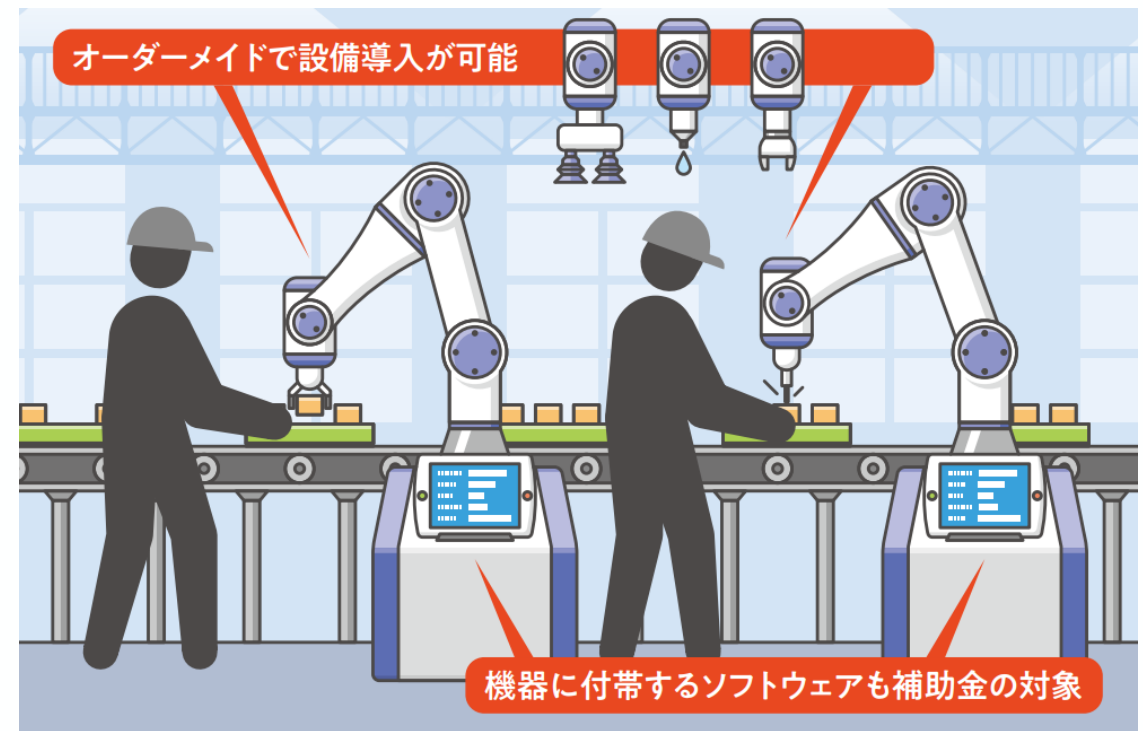
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

補助対象のイメージ



省力化投資補助金（一般型）の基本要件

事業概要

生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う事業

基本要件（以下、①～③は事業計画を策定すること。事業計画期間3～5年）

- ①労働生産性の年平均成長率**+4.0%**以上増加
- ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、
又は給与支給総額の年平均成長率**+2.0%**以上増加
- ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
（従業員21名以上の場合のみ）

その他要件詳細については公募要領をご確認ください。

製造業

複数の汎用設備を組み合わせで導入することで、高い省力化効果が見込まれる事例

製造業を営む事業者の例

導入前の課題

- 創業から100年以上の老舗企業であり、熟練作業員によって、手縫い針を製造している。製造のメインを熟練作業員の技能に依存しており熟練者とそうでない作業員では、5倍程度の作業時間の差が発生しており、その差分は、年間1,500時間超と見込まれる。
- 今後、熟練作業員の定年退職等も予定しており、年間製造数の減少や製品の品質低下が懸念される。

導入する設備

ワイヤ放電加工機

放電加工は、加工反力が小さく微細な部品についても高精度で加工が可能。工具摩耗もなく常に高精度での加工を実現。

ロータリーテーブル

ワイヤ放電加工機にロータリーテーブルを組み合わせることで、3次元での加工が可能になる。加工の際の素材の回転作業なども補助されるため、効率的かつ精度の高い加工を実現。

導入後の効果

- 省力化機器の導入により作業全体の80%程度が削減・効率化され、製品の製造数が70%増加。
- 精密機器による精緻な加工により品質安定だけでなく、より微細な加工を実現。高付加価値な製品製造が可能となる。
- 製造・作業時間の削減によって生まれた時間を新製品の開発や顧客ヒアリングなど事業開発の時間に充てることによりさらなる売上拡大を見込む。

注)

・この資料は、今後、省力化補助金（一般型）の申請を検討されている事業者の皆様向けに、申請のイメージがわくよう、参考として、第2回公募において実際に採択された事業計画の概要をお示しするものです。

・ここで示す事業計画の概要は、事業者から提出のあった事業計画を事務局にて短縮・要約等して加工したものであり、実際に提出された事業計画書とは異なります。

・なお採択審査においては、様々な観点から総合的に審査をさせていただきますので、ここで紹介した事業計画と同様の事業計画を提出したとしても、不採択となる可能性がございますのでご注意ください。

①ものづくり補助金

②中小企業新事業進出補助金

③中小企業省力化投資補助金

**④成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)**

Go-Tech事業とは

中小企業等が、産学官連携により取り組む

研究開発に対する支援

※ 生産を目的とした設備備品の導入や営利活動に関する補助事業ではありません

-  特定ものづくり基盤技術 及び IoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する 研究開発や試作品開発等の取組 を支援し、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図る
-  中小企業等 が 大学・公設試等の研究機関等 と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援

Go-Tech事業とは

- 中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を3年間計 1 億円弱支援（通常枠の場合）。
- 当省における中小企業向けの分野を絞らない研究開発補助事業は、本事業のみ。

公募期間

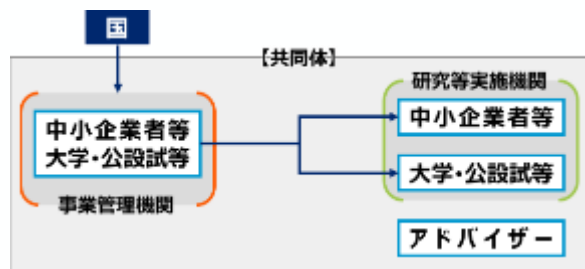
令和 7 年 2 月 1 7 日(月)～令和 7 年 4 月 1 8 日(金)【17時締切】

※本事業の内容は、令和 7 年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提となっています。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

申請対象者

- 中小企業者等を中心とした共同体。
- 単独では申請できません。
- 共同体は、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成する必要があります。

※ 中小企業者等、研究等実施機関、事業管理機関の定義や更に詳細なことは公募要領等をご確認ください。



事業イメージ

申請方法

- e-Rad（府省共通研究開発管理システム）上のみで受け付けます。

【参考】



※本事業のデータサイト（Go-techナビ）では、実績のある支援機関や研究機関情報のほか、申請を考えている方・過去採択企業と連携したい方等ユーザー別に関連情報を掲載しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php>

対象事業

- 「高度化指針」*を踏まえた研究開発等で、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象です。
- 補助事業期間終了後5年以内を目途に事業化を達成する目標を策定できる事業であることが必要です。
- かつ、中小企業者等自身の成長を目標として策定できる事業であることが必要です。

要件①	要件②	要件③
付加価値額 +3%以上/年	給与総支給額 +1.5%以上/年	事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円

- 申請は以下の2つの枠のいずれかを選択できます。

* 中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

(1) 通常枠

- 中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

(2) 出資獲得枠

- 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、当該研究開発プロジェクトに、ファンド等からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

補助事業機関・補助上限額等

(1) 補助事業期間

- 2年度 又は 3年度

(2) 補助率

- ① 中小企業者等 補助率：原則 2/3 以内
- ② 大学・公設試等 補助率：原則 定額

※ 詳細は公募要領等をご確認ください

(3) 補助金額（上限額）

① 通常枠

単年度当たり 4,500万円以下
2年間合計で 7,500万円以下
3年間合計で 9,750万円以下

② 出資獲得枠

単年度当たり 1 億円以下
2年間合計で 2 億円以下
3年間合計で 3 億円以下

ただし、補助上限額はファンド等からの出資予定金額の2倍とします。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業庁経営支援部

イノベーションチーム

令和8年度概算要求額 **128億円（123億円）**

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

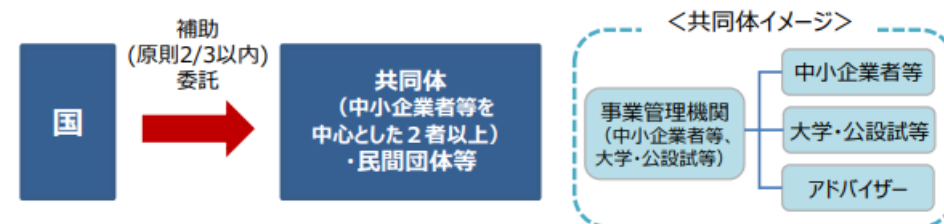
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（大型研究開発枠）**単年1億円、3年間3億円**
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

補助対象経費

※ 詳細は必ず公募要領でご確認ください

＜公募要領：20～26ページ＞

1) 物品費	① 設備備品費 1) 機械装置備品費、2) 土木・建設工事費、 3) 保守・改造修理費、4) 外注費 ② 消耗品費
2) 人件費・謝金	① 人件費 1) 研究員費、2) 管理員費、3) 補助員雇上費 ② 謝金
3) 旅費	旅費
4) その他	① 外注費 ② 印刷製本費 ③ 運搬費 ④ クラウドサービス利用費 ⑤ その他（諸経費） 1) 技術導入費、2) 通訳・翻訳費、 3) 知的財産権関連経費、 4) マーケティング調査費（海外展示会等事業費含む） 5) 賃貸借費
5) 委託費	委託費
6) 間接経費	(1)、(2)、(3) 及び (4) の合計の 30% が上限

補助対象外となる経費

例

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 経済産業局等による検査、評価等への対応に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの
- 中古品の購入費 など

※ 各年度において、「(4) その他の外注費」と「(5) 委託費」の合計額が、共同体全体の補助対象経費総額（間接経費含む）の 1 / 2 を超えてはいけません。

※ 研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）を共同体（アドバイザーを除く）外へ委託、外注することはできません。

研究開発環境の改善や研究・事業管理全体の機能の向上に活用するために必要な経費に充当できます。ただし、直接経費（(1)～(4)）として充当すべきものは対象外となります。

申請手続の概要

＜公募要領：27ページ＞

公募期間

令和 7年 2月 17日（月）から

令和 7年 4月 18日（金）17時 まで

※あくまで見込みであり
予告なく変更することがあります。

採択予定件数

通常枠 100 件 程度

出資獲得枠 4 件 程度

※あくまで見込みであり
予告なく変更することがあります。

申請先

申請書類の提出は
e-Rad* 上でのみ 受け付けます。

- ① e-Rad への登録（所属研究機関、研究者）
- ② 本事業の申請書類の作成
- ③ e-Rad への本事業の申請

★ e-Rad による申請方法等は、公募HPに掲載の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じた成長型中小企業等研究開発支援事業の申請について」をご確認ください。

申請書類

申請は
事業管理機関が 行ってください。

- 公募要領による申請様式を必ずご使用ください。
- 申請書類の下中央に通しページ数を必ず記載してください。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表（従業員数21名以上の場合）が必要

* e-Rad：府省共通研究開発管理システム

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

e-Radポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

- 経済産業省が所管する設備投資等の補助金は多岐にわたります。自社に適した補助金を選んでください。
- 中企庁の運営する「ミラサポplus」や中小機構の運営する「J-Net21」では最新の支援情報や補助金を探すことができます。
- より詳しく知りたい方は補助金によって事務局が異なりますので、各補助金HPでの説明や公募要領をご確認ください。なお、公募要領は最新のものをご確認ください。
- 各補助金の活用の具体的なご相談は経済産業省が各府県に設置しているよろず支援拠点や地元の商工会・商工会議所、府県の産業支援機関等の公的支援機関へもご相談ください。

ご静聴ありがとうございました。